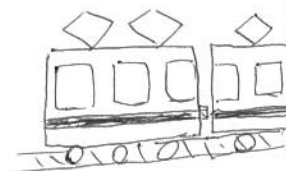


労災保険について vol.2 通勤災害



いつもお世話になっております。

空梅雨で雨が降らないな～と思っていたら、昨日・今日とかなりいかり雨が降ってしまいましたね。🌧️

恵の雨とはいうものの、やはり雨がちのお天気だと少し憂鬱な気分になってしまします....

今回は、通勤災害認定のポイントについてみていきたいと思います。

【通勤災害の認定ポイント】

就業に関し、住居と就業場所の合理的な経路・方法による移動であること(業務の性質のあるものは除く)

①「就業に関し」とは....

その行為が「業務に就くため」または「業務を終えたこと」によって行われるべきものでなければなりませんということです。出勤の場合、遅刻等で始業時刻に間に合わない時間帯の移動であってもその間に起きた災害は通勤災害になります。また退勤時については、終業後にホーム活動など業務と関連がないことを長時間行ったとすると、「業務を終えたこと」とみなされかねるので注意が必要です!

②「合理的な経路・方法」とは....

通勤に利用できる経路は複数あることが多く、そのどれもが「合理的な経路」として認められます。(事前に会社に申請した経路でなくてもいいのです!)ただし、著しく遠回りをおこなう合理的な理由なく場合は認められない場合もあります。通勤方法についても、経路と同様会社に申告している方法でなくても通勤行為として行われて、いる以上は「合理的な方法」として扱われます。
※ただし、通勤手当の計算においては、修正が必要になることもあります。

このように、「就業に関し」の「合理的な経路・方法」による移動かどうかのポイントになります。通勤途中で、災害がないことが一番ですが、事故等が起きてしまった際は、すぐにご相談下さい!!

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。